

## 第2章 給水工事の申込み

## 第2章 給水工事の申込み

(申込書及び関係書類の提出)

第11条 給水工事の申込みは、申込者から委託を受けた指定工事業者が行うものとする。

2 指定工事業者は、申込書及び関係書類を作成し提出するものとする。

- (1) 給水装置工事申込書(様式第1号)
- (2) 建築確認通知書又はこれに替わるもの
- (3) 平面図
- (4) その他必要書類

[解説]

- 1 給水工事の申込みは、申込者が指定工事業者に工事を委託し、委託を受けた指定工事業者が当該工事の施工に必要な調書を作成し、企業長に提出することにより行うものである。  
(条例第6条)
- 2 指定工事業者は、申込者から委託を受けたときは給水工事申込受理書(様式第14号)に必要な事項を記入して、受理書に記名押印のうえ申込者に渡さなければならない。  
(「給水工事チェックリスト兼顧客台帳について」様式第15号参照)
- 3 指定工事業者は、申込者に完了までの工程及び必要事項を説明しその工程管理を行うとともに申込者の質問等に責任をもって回答しなければならない。
- 4 指定工事業者は、申込みに必要な下記の書類を整えて企業団に提出する。
  - (1) 給水装置工事申込書(集合住宅・一括先行の場合は、集合住宅・先行等一括申込一覧表を添付すること。)(様式第1号)(様式第1号別表)
  - (2) 建築確認通知書(給水使用目的届(様式第2号))又はこれに替わる書類(既設建物の場合は、家屋証明)
  - (3) 給水工事管理図(様式第18号)
  - (4) 屋内配管図面(平面図)等
  - (5) 土地使用承諾書(借地、土地区画整理等)(様式第3号)
  - (6) 一個給水誓約書(様式第5号)
  - (7) 給水装置の管理人設置届(様式第6号)
  - (8) 既設給水装置使用申請書(井水切替の場合)(様式第7号)
  - (9) 井水設備併用承認申請書(様式第8号)
  - (10) 受水槽誓約書(様式第9号)
  - (11) 各個メータ設置申請及び設置条件承諾書(様式第10号)(様式第10-2号)
  - (12) 先行工事念書(先行工事申込みの場合)(様式第11号)(様式第12号)
  - (13) 開発行為許可の写し

## 5 申込書作成の注意事項

指定工事業者は、申込書を作成するにあたり、下記の点に留意すること。

- (1) 申込者氏名「フリガナ」の確認  
申込者の連絡先及び電話番号を必ず記入すること。
- (2) 先行工事の引込管の有無は必ず記入すること。  
引込管の有無は申込者が責任をもって記入する。「無」として、給水管布設工事を行った後において、先行引込管が判明した場合でも工事費は返却しない。
- (3) 工事種別の確認  
改造・移設の場合は下記事項の確認をとる。  
改造—メータ番号・所有者氏名  
移設—メータ番号・所有者氏名・撤去の有無
- (4) メータ口径は申込者と協議し、不明な点は企業団に問い合わせること。
- (5) 水槽給水と思われるときは、企業団と協議すること。
- (6) 完了に要する期間を説明し、建物引渡し日をあらかじめ把握しておくこと。
- (7) 引込み位置を明記すること。
- (8) メータ設置場所について説明すること。
- (9) 使用材料について説明すること。
- (10) 書類に押印するものは、よく説明すること。
- (11) 現場確認をすること。
- (12) 集合住宅（アパート・マンション等）の場合
  - ① 建物名称・部屋番号の記入
  - ② メータ1個による全体給水（以下「一個給水」という。）及び各戸検針の説明すること。
  - ③ 共用栓の有無の確認
- (13) 仮設の場合は臨時用料金について説明すること。
- (14) 仮給水について説明すること。
- (15) 料金支払者が申込者と異なった場合は「水道使用開始届」を添付すること。
- (16) その他不明な点は企業団に問い合わせること。

## 6 水道料金支払保証書

平成22年10月1日より添付を廃止。

# 1. 給水承認工事提出書類（共通）

必要書類	工事種類(抜粋)	新設	改造	移設	移設改造	仮設	先行	一括先行

◆《申込時に提出分》

給水装置工事申込書	1号	○	○	○	○	○	○	○	
集合住宅、先行等一括申込一覧表	別表	—	—	—	—	—	—	○	
㊦ 公道部分工事申込書	31号	メータ以後の施工業者と異なる場合				—	—	—	
建築確認通知書	—	○	○	○	○	○	—	—	
又は 家屋評価証明書	—								
又は 給水使用目的届	2号		既設家屋 で水道使 用中の場 合は不要	既設家屋 で水道使 用中の場 合は不要	既設家屋 で水道使 用中の場 合は不要				
給水工事管理図【設計図】	18号	①	①	①	①	①	①	①	
既設給水装置使用申請書	7号	井戸ポンプ利用の給水管等をそのまま使用する場合					—	—	
井水設備併用承認申請書	8号	新たな給水装置と井水設備とは接続・共有してはならないため、井水設備を残す場合は必要					—	—	
受水槽図面	—	受水槽を設置する場合は必要（*受水槽設置の要・不要は「給水装置工事設計・施行基準」を参照のこと）					—	—	
日最大・時間最大の使用水量及び算定根拠	—	メータ口径、給水管口径を決めるために必要 なお、専用住宅は不要					—	—	
開発行為許可の写	—	開発行為により配水管又は給水管布設申込を行う場合							
配水管布設工事申込書	13号	配水管のみを布設する場合							
随意契約施工承諾書	1号裏面	『特別給水承認工事』として、企業団に設計依頼をする場合							
水道メータ保管念書	1号裏面	○	○	○	○	○	—	—	
維持管理念書	1号裏面	○	○	○	○	○	—	—	
水栓数誓約書(戸建住宅のみ)	1号裏面	基準の水栓数を超える場合				—	—	—	
土地使用承諾書	3号	給水装置を他人の土地に設置する場合または、市町道認定前の整理内道路を掘削する場合							
土地使用承諾書(私道に水道管布設)		私道への水道管布設取扱要綱に該当する場合(要綱 様式第7号)							
先行工事念書	11,12号	—	—	—	—	—	○	○	
受水槽誓約書	9号	住宅以外で受水槽を設置しない場合					—	—	
浄水器、活水器設置誓約書	40-1・2	給水用具としての浄水器、活水器を設置する場合					—	—	
給水装置工事概算設計願い書(先行取出し有り)	42号	先行取出しが有り、現地見積作業を省略し工事の概算設計を依頼する場合					—	—	
集合住宅の場合	集合住宅、先行等一括申込一覧表	1号別表	各個検針の場合				—	—	—
	各個メータ設置申請及び設置条件承諾書	10号 10-2号	受水槽給水または遠隔メータの場合				—	—	—
	管理人設置(変更)届	6号	一個給水は不要				—	—	—
	一個給水誓約書	5号	一個給水の場合				—	—	—
	工事仕様書	—	○	○	○	○	—	—	—
	パイプシャフト内部の配管図	—	パイプシャフト内にメータを設置する場合				—	—	—
	遠隔系統図	—	遠隔メータの場合				—	—	—
	各個検針維持管理念書(集合住宅等用)	37号	一個給水は不要				—	—	—
	製作図承認申出書	44号	受水槽給水の場合				—	—	—
各個検針・各個徴収に関する特別契約書(2部)	30号 30-2号	受水槽給水または遠隔メータの場合				—	—	—	

# 1. 給水承認工事提出書類（共通）

必要書類		工事種類(抜粋) 様式No.	新設	改造	移設	移設改造	仮設	先行	一括先行
集合住宅の場合	中高層建物直結給水回答書の写し	中高3号	中高層建物直結給水の場合				—	—	—
	既設管再使用に関する覚書	中高4号	受水槽給水から中高層建物直結給水へ改造の場合、協議時に添付を確認				—	—	—
	定期点検業者選任(変更)届	中高6号	直結増圧給水の場合				—	—	—

①=『給水工事管理図』の全体平面図・断面図、公道詳細図は企業団現地調査後に記入して提出

## ◆《工事着手前に提出分》

道路占用取得依頼書・保安設備図・道路使用許可申請書 *着手の2週間~1ヵ月前(道路管理者により異なる)	17号	公道掘削工事(国・県道、市町道、公物等)がある場合
公道工事施工 FAX 連絡表(FAX で送信)	33号	公道、区画整理内の掘削工事がある場合

## ◆《完了届時に提出分》

給水工事完了届	16号	器具取付け、舗装復旧等全ての工事が完了している場合							
〃 仮完了届	16号	—	工事に、先に水を使用する場合				—	—	—
〃 仮給水届	16号	工事に先に水を使用する場合	—	—	—	—	—	—	
仮給水願い(仮給水届とセットで提出)	25号	○	—	—	—	—	—	—	
給水工事本完了届	26号	仮完了、仮給水から本完了にする場合					—	—	—
舗装復旧依頼報告書 ●完了後写真提出	43号	舗装復旧を舗装業者へ依頼する場合							
工事写真 ●工事写真撮影・提出要項参照のこと	—	○	○	○	○	○	○	○	
給水工事管理図(完了図の写し)	18号	仮完了届、仮給水届提出時					—	—	—
給水工事管理図【完了図】、屋内平面図	18号	○	○	○	○	○	○	○	
給水装置工事検査表	20号	○	○	○	○	○	○	○	
屋内検査報告書	21号	○	○	○	○	—	—	—	
各階各戸(パイプシャフト室内)出来形管理報告書(集合住宅のPS内)	38号	パイプシャフト内にメータを設置する場合					—	—	—
集合住宅通水検査表	23号	集合住宅の場合					—	—	—
検査手直し報告書	28号	指示票が出た場合							
再検査願い書	32号	再検査の場合							
事前メータ出庫願い書	34号	井水切替の場合	メータ口径変更の場合	—	メータ口径変更の場合	—	—	—	
大口径メータ出庫願い書	19号	メータΦ50mm以上の場合					—	—	—

★様式第 22 号で確認すること。

## 特別給水承認工事・設計審査工事の提出書類

H29.4

- ※ 本管布設を伴う工事は、本企业団と基本協定を締結している指定工事業業者のみ施工できます。  
 新たに基本協定を締結したい場合は、本企业団ホームページ「特別給水承認工事に関する基本協定の締結の取扱い」により、手続きをお願いします。
- ※ 下記記載の【様式】は、工事事務取扱要領による。

書類名	特別承認	設計審査	備考
設計審査工事申込書	—	○	設計図面添付
施工計画に関する工事チェックリスト3	○	○	現場組織、下請負者、主要資材、残土廃材処理計画について記入後、着手前に提出
現場代理人・主任技術者通知書 【様式 11-1 号 (第 19 条関係)】	△	△	年度当初または当年度初めての工事着手前に、経歴書とともに提出
配管工通知書【様式 13 号 (第 19 条関係)】	△	△	
製作図 (使用材料) 承認申出書 【様式 19 号 (第 20 条関係)】	△	△	特殊な材料または特注品を使用する場合に提出
完了届【様式 31-1 号 (第 41 条関係)】	○	○	
完了図面	○	○	
工事日報【様式 1 号甲, 乙】	○	○	管工事 (布設及び撤去) 日のみ作成
出来形管理表【様式 10 号】	○	○	
・延長実測図	○	○	設計延長, 布設延長, 実測延長が判別できる模式図
・舗装復旧図 (展開図または求積図)	△	△	・舗装タイプ別面積計算書 ・舗装切断延長及び区画線数量計算書
・水道配水用ポリエチレン管 EF 接合管理表 【水道配水用ポリエチレン管施工要領参照】	○	○	配管模式図または HPP 融着データ一覧表に、接合箇所番号と累計融着番号が記載してある場合は、提出不要
・配管模式図	○	○	融着番号がわかるものを提出
・HPP 融着データ一覧表	○	○	
建設廃材等管理表【様式 11 号】	○	○	
・マニフェスト管理台帳	○	○	産業廃棄物管理票を同時提出
・建設廃材土の搬出数量集計表	○	○	建設廃材土搬出伝票または残土受入証明書 書を同時提出
納品数量集計表【様式 12 号】 山砂、碎石、合材、乳剤、Co、交通誘導員等の数量集計表を添付。	△	△	各納入伝票を同時提出
工事写真帳【様式 3 号】	○	○	①着手・完了②舗装切断工③配管工 (切管の寸法写真含む) ④融着⑤給水取出⑥土工⑦水圧試験⑧材料検査⑨撤去工⑩保安設備⑪廃材処理⑫その他必要なもの

○：提出 △：必要に応じて提出

※ここに記載のない書類については、給水承認工事に準ずる。

様式第1号

配水区

水栓番号

受付番号
—
ファイル番号
— —

給水装置工事申込書 兼 給水申込書

※  太線内を記入して下さい。また、裏面にも記入事項、注意事項があります。

愛知中部水道企業団 企業長 殿	申込者 (給水装置 所有者)	フリガナ 〒 —
		住所 ①
		フリガナ
		氏名 ②
申請年月日 年 月 日	電話番号 ( )	

※給水契約者(水道使用者)が、申込者と異なる場合は、別に「水道使用開始届」を提出してください。

設置場所	市・町 ③ ( 整理組合 ブロック )
------	------------------------

※申込者と土地の所有者が異なる場合は、別に「土地使用承諾書」を提出してください。

※以下の記入に関しては、申込先の指定工事業者に、内容をよく確認してください。

④ 工事区分	給水承認工事・特別給水承認工事・入札・設計審査工事
⑤ 工事種別	⑥ 新設・改造・移設・移設改造・仮設(6か月・1年)・先行・一括先行【明細は別表】
⑦ 使用水量 (住宅の場合は不要)	一日最大: m <sup>3</sup> 及び 時間最大: m <sup>3</sup> 仮設継続・撤去・消火栓 算定根拠: ⑧ 先行取り出し: 有・無
⑨ メータ口径	mm(先行工事は、取出し口径。) ⑩ 水使用希望日: 年 月 日頃

⑪ 指定工事業者記入欄	取出し口径: mm / 建物階数: 階 / 水栓の数: 個 (住宅の場合は、必ず記入)
	給水方式: 直結直圧・直結増圧(直圧併用: 有・無)・水槽給水 / 受水槽: m <sup>3</sup> 高置水槽: m <sup>3</sup>
	用途: 戸建住宅・戸建店舗( )・集合住宅・店舗付集合住宅( )・その他( ) *集合住宅、店舗付集合住宅の場合は、「検針方法」等必要事項を『別表』に記入してください。
	移設・改造等の場合=旧メータ番号: 、旧口径 mm 旧お客様番号:

<input type="checkbox"/> 土地使用承諾書	<input type="checkbox"/> 一個給水誓約書	<input type="checkbox"/> 受水槽誓約書	<input type="checkbox"/> 先行工事念書	<input type="checkbox"/> 水栓数誓約書
<input type="checkbox"/> 井水併用申請書	<input type="checkbox"/> 既設給水装置の使用申請書	<input type="checkbox"/> 集合住宅維持管理念書	<input type="checkbox"/> その他( )	
<input type="checkbox"/> 配水管等の布設(替): 有る場合は、( mm × m )				
<input type="checkbox"/> 配補負担金				
<input type="checkbox"/> 助成金 / メータ出庫: 出庫日【 年 月 日】メータ番号【 】指針【 m <sup>3</sup> 】				

申込受付指定工事業者	上記工事の手續きに関する一切の事項を受任しました。	⑫ 別に公道部分工事業者 有・無(※同時申込のこと) 令書発行確認印
	主任技術者名 ⑬	

備考	⑭
----	---

## 記載事項の注意点（申込者）

### 1 申込者

○申込者の現住所、氏名（カナでふりがなを付ける）、電話番号は正確に記入する。申込者がアパート・マンション等に居住している場合はその名称、棟番号、室番号を記入する。申請年月日、押印を忘れないこと。

○申込者は給水装置の所有者とし、建築確認済証と原則同一でなければならない。

### 2 設置場所

○水道を使用する場所の所在地を記入する。

○区画整理事業施行中の場合は、整理組合名及びブロック番号を記入する。

### 3 工事種別

○該当するものを囲む。（複数の場合もある。）

### 4 引込管

○先行工事による引込管の有・無を必ず記入する。（有・無が分からない場合は、指定工事業者又は企業団に確認する。）

○「無」として引込み工事を行い、後で引込管が有った場合でも工事費は返却しない。

### 5 及び6 メータ口径及び工事区分

○工事の内容、規模によりメータ口径及び工事区分が異なる場合があるので、指定工事業者又は企業団に確認のうえ記入する。

### 7 水使用希望日

○指定工事業者とよく協議して記入する。

## 記載事項の注意点（指定工事業者）

8 指定工事業者は、建物の構造及び給水方式を確認し集合住宅等の場合は、検針方法も確認すること。なお、水槽給水の場合は、受水槽の有効容量を確認すること。

また、工事種別が移設、改造等の場合は、所有（設置）しているメータ番号及びメータ口径を記入すること。

9 工事手続きに関する一切の事項を受任したことを承諾し、指定工事業者名及び代表者名を記入し押印する。

10 公道部分の工事を自社（申込受付業者）で施工しない場合は、「有」とし、様式第31号を添付すること。

11 その他必要事項があれば備考欄に記入する。

### 随意契約施工承諾書(特別給水承認工事の場合)

この度、給水装置工事を申し込みましたが、特別給水承認工事として取扱うこととし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号により表記の業者に随意契約で施工することを承諾します。

氏名

①

印

### 水道メータ保管念書

- 貸与を受けたメータは清潔に保管し、設置場所には、検針及び修理の支障になる物件、工作物は設置いたしません。
- メータ位置の変更及び改善指示を受けたときは、保管者の費用で工事を行います。
- 使用中故意又は過失によりメータ及び水道施設を破損した場合は、愛知中部水道企業団から指示のあった損害額を弁償致します。
- メータが不要となったときは、速やかに愛知中部水道企業団に返却致します。
- 集合住宅でオートロック装置を設置する場合は、検針等の支障とならないよう当該オートロック装置の解除方法を届け出ます。なお、オートロック装置の解除方法を変更したときも同様とします。

氏名

②

印

### ※維持管理念書

- 工事完了後、公道に埋設された配水管及び付属施設(給水装置部分を除く。)は、すべて愛知中部水道企業団に移管し、その維持管理をお願いします。
- 給水装置は本来需要者である私が維持管理すべきですが、公道に埋設された給水装置の維持管理は私では困難なため、愛知中部水道企業団にてお願いします。また、所有地内の給水装置の維持に必要な行為について承諾いたしますので、愛知中部水道企業団にて公道との境界線からメータまで(集合住宅等は、親メータ又は共用止水栓まで)の給水装置の維持をお願いします。
- 当方の都合により給水装置を破損した場合には、破損原因者及び私が賠償の責を負います。  
また、給水装置に該当しない止水栓ボックス、メータボックス等私所有の構造物についても、私の責任と費用をもって、維持管理及び破損時等の修繕を行います。

**※集合住宅等で各個検針する場合は、「各個検針維持管理念書(集合住宅等用)」(様式第37号)に記入・提出してください。**

氏名

③

印

### 水栓数誓約書(該当する住宅の場合のみ)

この度、住宅の給水工事を申し込むにあたり、水栓数が貴企業団の基準にある「メータ口径と給水栓数」を超えてしまいます。この場合、水栓を同時に使用した時に、水量不足等をきたす恐れがありますが、貴企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

なお、水量不足等で水使用に支障が生じた場合は、私の費用で改善することを誓約いたします。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

氏名

④

印

### メータ越え宅地内側使用材料届

次の材料の使用をお届けします。

主任技術者名: \_\_\_\_\_

使用箇所	名称・適合種別(J I S、第三者認証機関名、自己認証)を記入
(1)配管	
(2)継手類	
(3)水栓類等器具	

⑤

**※自己認証の場合は、認証機関の証明が必要**

注1 家屋の建築又は所在を証明する書類を添付してください(確認済証等)。

注2 中高層建物直結給水の場合は、協議書の『回答書』コピーを添付してください。

注3 この申込により、既需要者へ影響を及ぼす場合は、申込者の自費により、配水管等の布設替えが必要となります。

注4 メータを取付けた直後から、水道はご使用になれます。なお、すぐに使用されない場合は、営業課へ『休止』の連絡をしてください。

注5 給水工事の費用を通知後、30日以内にこれを納付しないときは、申込を取消したものとみなし、書類を返却します。

課長	補佐	主査	係

企業団受付	委託先受付	業者受付
印	印	印
月 日	月 日	月 日

営業課

## 記載事項の注意点（申込者）

### 1 随意契約施工承諾書

○申込者が企業長に施行を依頼する給水工事のうち、申込者があらかじめ施工業者を指名しておく場合は、「特別給水承認工事」として随意契約により施工する（ただし、給水承認工事は除く）。この随意契約を承諾する場合は、申込者が氏名記入及び押印する。

○氏名記入及び押印が無ければ入札を行い、施工業者を選定することとなる。

### 2 水道メータ保管念書

○水道メータは企業団より貸与されるものであり、条例第 16 条に基づき水道メータは申込者の給水装置であり保管・管理は申込者の義務とされている。従って善良な保管を確約する念書の内容を熟知して申込者が氏名記入及び押印する。

### 3 維持管理念書

○施行規則第 14 条第 3 項に基づき、申込者負担により公道に埋設する配水管等の移管及び公道部分の給水装置の維持管理を企業団が代行する旨の念書であるため、申込者が内容を熟知して氏名記入及び押印する。

### 4 水栓数誓約書

○水栓数が企業団の定める「メータ口径と給水栓数」を超えてしまう場合（第 2 3 条メータの選定基準）、水量不足等をきたす恐れがあるため申込者が内容を理解して氏名記入及び押印する。

## 記載事項の注意点（指定工事業者）

### 5 メータ越え宅地内側使用材料届

○屋内及び屋外配管、継手、水栓類等の使用材料、名称、適合種別を記入する。

## 給水工事チェックリスト兼顧客台帳

企業団受付番号 No.

申請内容	設 置 場 所		申 込 者 住 所			
	申 込 者 氏 名		電 話 番 号	(      )		
	使 用 予 定 日	年      月      日	申 込 年 月 日	年      月      日		
	建 築 業 者		電 話 番 号	(      )		
項 目		記 載 事 項	備 考	付 属	備 考	
申請日	委 託 先 受 付 日	年      月      日		工 事 種 別	1 新設 2 改造 3 仮設 4 移設 5 舗装先行 6 仮設継続 7 消火栓 ・先行取出し 有・無 ・仮設期間 6ヶ月・1年 ・受水槽 有 t・無	
	企 業 団 見 積 日	年      月      日				
道路 占用 関係	占 用 依 頼 提 出 日	年      月      日		ア パ ー ト 等	受水槽・直圧 mm× 共用栓 有・無	各 個 遠 隔 ・ 各 個 平 型 ・ 一 個 給 水
	許 可 日	年      月      日				
	工 事 期 間	年      月      日 ～      年      月      日	国・県・市・町道 舗装完了含む	遠 隔 業 者		担 当 者
	工 事 予 定 日	年      月      日 ～      年      月      日	企業団連絡のこと (FAX 連絡表)	メ ー タ 口 径	mm	
工 事 施 工 ・ 完 了	着 手 日	年      月      日		屋 内 使 用 材 料	性能基準適合製品	
	工 事 メ モ			設 計 方 法	給水承認・特別承認・設計 審査	
				配 水 助	有 ・ 無	
	舗 装 依 頼 日	年      月      日		工 事 費 用	円	
完 了 届 提 出 日	年      月      日	完了・仮完了・仮欠	入 金 日	年      月      日		
検 査	検 査 日	年      月      日		分 担 金 手 数 料	円	
	検 査 メ モ			入 金 日	年      月      日	
	メ ー タ 出 庫 日	年      月      日		添 付 書 類 ( チ ェ ッ ク )	建築確認通知書・家屋証明(既設建物)・給水 使用目的届(農地等)	
	メ ー タ 取 付 日	年      月      日			平面図	
	本 完 了 提 出 日	年      月      日			既設給水装置使用申請書	
	通 水 検 査 日				誓約書(一個給水)	
		先行工事念書				
		受水槽誓約書(小規模受水槽)				
				給水工事管理図		
				土地使用承諾書		
				直圧集合住宅申込一覧表		
〈注意事項〉 1. 添付書類をチェックし受付すること 2. 検査前に現地確認すること 3. 仮給水の際は、入居前に本完了検査を受けること 4. 舗装工事も含め占用期間内に終えること 5. 企業団の問い合わせ等に返事が出来るよう管理すること ※すべて完了したら顧客台帳として整理すること				※顧客台帳整理時の添付書類		
				1	申込書コピー	
				2	給水工事管理図コピー	
				3	その他必要なもの	

## 給水工事チェックリスト兼顧客台帳について

給水工事は、申込者からの依頼に基づき施工基準等に適合した工事を行うものである。

しかし、申込者にとって最も関心があるのは、工事費はもちろんのこと、希望している給水開始日に間に合うかどうかであろう。給水工事申込においては、受付から見積り、道路占有・道路使用許可等工事に着工するまでに所要の日数が掛かるので、指定工事業者はそのことを予め十分説明し、両者協議して全体の工事に要する期間を把握したうえで給水開始予定日を定め、工事を受任しなければならない。

又、給水工事を受任したときは、給水開始予定日に間に合うよう各工程管理を行い、円滑な工事に向け努力しなければならない。

この給水工事チェックリスト兼顧客台帳（様式第15号）は、これら工程管理及び将来の維持管理を円滑に行うことが出来るように作成するものである。

### 1 作成方法について

(1) 給水申込みは、申込者が選択した指定工事業者との間における民・民契約により行われるものである。

① 申込者から委託を受けた指定工事業者は、下記事項を申込者に説明したうえで、給水工事申込受理書（様式第14号）を記入し、受任の証として記名押印して渡さなければならない。

ア 使用予定日・・・申込者、指定工事業者双方で協議し、実際に給水可能な日を記入する。

〔申込者が給水可能日より早い日を希望するときは、所要日数を〕  
説明し調整する。〕

イ 必要書類

ウ 工事費、分担金等の諸費用

エ 仮給水等の水道料金制度

オ 完了までの工程

カ その他必要事項

② 工事申込みを受任した指定工事業者は、必要書類を整え、工事申請をする。

③ 申請から完了までは、このチェックリストにより確実に工程管理を行い、申込者等からの質疑に迅速に対応できるようにしなければならない。

### 2 顧客台帳の保管について

(1) 指定工事業者は、工事完了後、将来の維持管理に対応出来るよう「申込書コピー」、「給水工事管理図」及びその他必要書類を添えて、適切かつ確実に保管するものとする。

(2) 工事検査員が必要と認めたときは、顧客台帳を検査することができる。

### 3 その他

「給水工事チェックリスト兼顧客台帳」に不備がある場合は、給水工事違反に基づく処分の対象とする。



(工事申込)

第 12 条 指定工事業者は、申込みにあたり、事前に必要な調査を行なうものとする。

2 指定工事業者は、工事着手前に別に定める金額を企業団に納付するものとする。

[解 説]

1 指定工事業者は、本基準第 11 条の申込書作成の留意点に基づいて事前に必要な調査を行うものとする。

2 給付金について

給水工事の申込みの際、工事費の外、必要に応じて加入分担金、事務費、手数料、配水補助管負担金、特別管理分担金等を納入すること。

(1) 工事費等必要費用

工事区分 費用名	①特別給水承認工事及び②入札工事（企業長が施行する工事）		設計審査工事 （指定工事業者が施行する工事）
	ア 給水承認工事 （①のうち小規模なもの）	イ（ア以外のもの）	
工 事 費	（指定工事業者が積算。 ただし設計は企業長）	純工事費（直接工事費＋共通仮設費）に現場管理費及び一般管理費を加えた合計額（設計基準）	（指定工事業者が積算）
設 計 費 （設計事務費）	別表 1 参照（給水承認工事取扱要領）	設計額の 10%（受託等の事務費徴収に関する要綱）	
	※設計に係る人件費その他必要な経費及び施行管理に要する費用で事務費である。		
設計審査手数料及び現場確認料			別表 2 参照
経 費		一般管理費及び現場管理費の合計費（率は設計基準による）	

別表 1 設計事務費（税抜き）＝給水承認工事

①	公道工事又はこれに準じた工事を伴わないメータ廻りの工事	1 件につき	3,000 円	①
②	未舗装道からの給水引込み工事（片側掘削）	1 件につき	5,000 円	②
③	〃（横断掘削）	1 件につき	7,000 円	③
④	舗装道又は舗装歩道からの給水引込み工事（片側掘削）	1 件につき	11,000 円	④
⑤	舗装道からの給水引込み工事（横断掘削）	1 件につき	16,000 円	⑤
⑥	本管布設・布設替を伴う工事	1 件につき	26,000 円	⑥

別表2 設計審査手数料・現場確認料＝設計審査工事

1 メータ口径別の設計審査手数料				
メータ口径	一般		遠隔(親)	
口径が20mm以下	①	3,000円	④	3,600円
口径が25mm以上40mm以下	②	5,500円	⑤	6,700円
口径が50mm以上	③	8,400円	⑥	10,200円
※メータを設置しないものは、引込み管の口径				
2 本管布設(替)に係る設計審査手数料・現場確認料				
本管布設(替)距離	設計審査手数料		現場確認料	
30m以下のもの	⑦	7,400円	A	4,000円
30mを超え50mまでのもの	⑧	14,800円	B	8,000円
50mを超え100mまでのもの	⑨	24,000円	C	16,000円
100mを超えるもの	⑩	24,000円に100メートルを超える部分につき100メートルまでごとに10,000円を加算した額	D	16,000円に100メートルを超える部分につき100メートルまでごとに10,000円を加算した額

(2) 加入分担金

- ① 加入分担金は、給水工事の新規申込み及び増口径の申込者から徴収するものである。
- ② 加入分担金は、㉞新旧需要者の公平負担及び㉟原因者の適正負担を目的として、法第14条に定める「その他の供給条件」として条例で定める一時金であり、加入権が伴うものではない。
- ③ 加入分担金の額は以下のとおりである。

(税抜き)

金額 口径(mm)	加入分担金(円)
13	100,000
20	
25	280,000
30	420,000
40	910,000
50	1,400,000
75	3,500,000
100	5,950,000
150以上	別途企業長が定める

- ④ 仮設加入分担金の額は以下のとおりである。

(税抜き)

口 径 (mm)	6ヶ月以内 (円)	1年以内 (円)
13	30,000	50,000
20	45,000	80,000
25	65,000	120,000
30	90,000	170,000
40	120,000	230,000
50	155,000	300,000

- ⑤ 改造等に伴う加入分担金の取扱い

ア 増口径の場合は、新口径と旧口径との差額を徴収する。

イ 減口径の場合の差額は、還付しない。

ウ 給水装置が不要となり所有者が廃止の申出をした場合であっても還付しない。

- ⑥ 区域外給水の取扱い

給水区域外給水の場合の加入分担金は、③の額に 30,000 円を加算する。(施行規則第 39 条) 又、行政区域外への給水は他の水道事業者からの申出により給水するもので分水契約の締結等が必要となる。

なお、他の水道事業者からの行政区域内給水は、「分水取扱要綱」を適用し措置する。

- (3) 手数料について

給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、給水装置の構造及び材質が政令で定める(施行令第 6 条) 基準に適合していないときは、条例第 33 条に基づき給水を停止することができる。又、水の供給を受けるために給水装置の構造、材質を政令に定める基準に適合させなければならない者は需要者である。(法第 16 条)

従って工事検査が必要となり、その手数料は需要者負担である。

- ① 工事検査手数料 1 回につき 1,000 円 (条例第 30 条)

- (4) 配水補助管負担金

配水管未整備区域への給水のため配水補助管助成金を交付し、布設した配水補助管から分岐する場合に、その申込者から徴収する負担金で助成金として先行投資をした費用の回収を図るものである。(条例第 29 条)

(税抜き)

配水補助管 負 担 金	メータ口径 (mm)	金 額 (円)
	20 以下	50,000
	25	140,000
	30	210,000
	40	455,000
	50 以上	別途企業長が定める

ただし、1 箇所の引込みで複数のメータを設置する場合の負担金は、「メータ口径」を「引

込管口径」と読み替えて適用する。(配水補助管負担金徴収要綱第6条)

(5) 特別管理分担金

開発行為者が加圧施設等、特別な給水施設を設置し当該施設を企業団に移管する場合に特別管理分担金を徴収する。(条例第29条参照)

(6) 納付金の取扱い

名 称	納 付 先	時 期
工 事 費	※ 指定工事業者・企業団	工事着手前
加 入 分 担 金	企 業 団	〃
手 数 料	〃	〃
配水補助管負担金	〃	〃
特別管理分担金	〃	〃

※ 官公庁、土地区画整理組合、住宅供給公社、その他官庁に準ずるものは「工事費等の徴収取扱いについて」の適用により前記費用を後納することができる。

※ 工事費の納付先 設計審査工事・給水承認工事・・・指定工事業者  
特別承認工事・入札工事・・・・・・企業団

(着手日・占用取得依頼書等)

第 13 条 着手日は、給水装置工事の申込みを承認した翌日とし、届出は必要ないものとする。

2 指定工事業者は、工事着手前に占用取得依頼書（様式第 17 号）等必要書類を提出しなければならない。

〔解 説〕

- 1 道路掘削を伴う工事は、道路管理者等及び警察の許可なくしては施工できない。  
(道路法第 32 条等 道路交通法第 77 条等 河川法第 26 条、第 27 条、第 55 条)  
国縣市町道への布設及び河川、用水の添架を伴う工事は、それぞれの管理者に対し占用許可申請書の提出を必要とし、許可を受けたものについて占用許可条件の範囲内で工事を施工する。  
占用許可の申請は、国縣市町道の場合は給水工事の申込み後、指定工事業者の占用取得依頼書提出に基づき企業団において手続きを行う。河川、用水及び給水管を国縣市町道に縦断的（私有管として）に布設する場合は、申込者において手続きをし、占用許可を受けた後、許可証を添付し申込みをする。
- 2 復旧条件は道路管理者により異なる。（本基準第 14 条参照）
- 3 企業団が道路管理者あてに書類を提出後、許可までには概ね下記の期間を要する。  
国県道 4 週間  
市町道 14 開庁日
- 4 占用取得依頼書提出の要件
  - (1) 工事費の入金確認が済んでいること。
  - (2) 工事施工の段取りができていること。
  - (3) 国県道、市町道、公共用物の把握
  - (4) 区長、工区長の同意書（みよし市の公共用物および土地改良道路）
  - (5) 公図（豊明市・日進市の公共用物（市道以外）、みよし市）
  - (6) 写真（みよし市）
- 5 再占用取得依頼の理由として 不適切なもの の例  
(自社で占用取得してもらう場合あり)
  - (1) 期間内に工事の段取りができなかった。
  - (2) 占用許可等の工事期間を忘れた。
  - (3) 舗装のやり直し。（自社施工の場合）
  - (4) 入金が遅れた。
- 6 無断工事、占用期間切れ工事等道路管理者及び警察の許可のない工事は、指定工事業者として断じて許されないことであり絶対に行ってはならない。

7 占有条件の遵守等

- (1) 工事看板の設置（必要事項の記入）
- (2) 通行止め予告看板及び迂回路看板の設置
- (3) 地域住民への周知
- (4) 交通整理員の配置

(工事着手)

第 14 条 給水工事は、企業長の許可を得なければ着手してはならない。

〔解 説〕

1 工事着手にあたっての基本留意事項

(1) 工事関係

- ① 工事施工日は、必ず事前に F A X 連絡すること。(様式第 33 号)
- ② 断水を伴う場合は、前日までに事前協議をすませておくこと。
- ③ 企業団の仕様書、占用等の許可条件及び工事期間を遵守すること。
- ④ 住民への周知及び住民からの苦情に適切に対応すること。
- ⑤ 工事責任者(現場代理人、主任技術者)の配備、万一不在のときでも直ちに連絡がとれるようにしておくこと。
- ⑥ 許可条件に基づく十分な保安設備を行うこと。
- ⑦ 規定に基づく工事看板を設置すること。
- ⑧ 見積土工タイプのとおり施工すること。
- ⑨ 絶対に無断、無届工事等を行わないこと。
- ⑩ 施工計画書に基づき誠実に施工すること。

2 写真関係

「工事写真撮影提出要項」に基づき写真を提出すること。

3 舗装復旧関係

(1) 舗装復旧留意事項

- ① 道路管理者(国県市町道)により影響の取り方が異なる。(別図「舗装等復旧面積一覧表」参照)
- ② 舗装面積は、工事完了後の掘削現場の復旧面積による。従って仮復旧の寸法によっては、工事見積書の面積とは違う場合がある。

(2) 舗装復旧について

- ① 自社施工以外は企業団へ舗装復旧依頼報告書の提出が必要である。

**工事写真撮影・提出要項**

1 工事着手前の全景

- (1) 舗装切断を行う前に撮影すること。
- (2) 工事現場付近において、舗装・構造物等の破損があれば撮影すること。

2 保安設備

- (1) 片側交互通行・通行止等、規制条件が確認できる保安設備を設置し、撮影すること。

- (2) 工事案内・許可番号・交通誘導員等が確認できること。
- 3 舗装切断状況
- 4 管布設
  - (1) 分岐工は、本管・サドル・防食コア・防食フィルム等の状況が確認できること。
  - (2) 配水管出幅と深度および給水管の深度が確認できること。
- 5 胴締め及び転圧工
  - (1) 山砂埋め戻しは、管上10cmとし、タコ等による人力の突き固めが確認できること。
  - (2) 砕石埋め戻しは20cm間隔で十分な転圧が確認できること。(中間テープ含む)
  - (3) 路盤工及び路面工
- 6 仮復旧工
  - (1) 仮復旧面積が確認できるようスタッフを当てること。
  - (2) スタッフを使用できないときは、黒板に正しく表示すること。
- 7 メータまわり
  - (1) メータボックス・止水栓ボックスの取付け、逆止弁・止水栓・標示杭・ロケーティングワイヤー等がはっきり確認できること。
  - (2) 水出しの写真は、水圧・水量を確認するものであり、止水栓は全開にて写真撮影すること。
  - (3) 残留塩素の確認ができる写真を撮影すること。
- 8 本復旧工
  - (1) 工事着手前の全景
  - (2) 保安設備
    - ① 片側交互通行・通行止等、規制条件が確認できる保安設備を設置し撮影すること。
    - ② 工事案内・許可番号・交通誘導員等が確認できること。
  - (3) 舗装切断状況
    - ① 仮復旧に対する影響幅が確認できること。
  - (4) 掘削工
  - (5) 路盤工
  - (6) プライムコート
  - (7) AS安定処理工
  - (8) タックコート
    - ・粗粒AS
    - ・タックコート(切断面・構造物にも施工する)
  - (9) 表層工(密粒AS)
  - (10) 復旧面積が確認できるようスタッフを当てること。
  - (11) 完了後の全景

なお、上記の目的を達成するためには、各項目の事実が確認できる写真を撮影すること。

また、指定工事業者名及び工事施工の年月日は必ず黒板・看板に標示すること。

\*企業団提出用 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.

\*道路管理者提出用 1. 2. 3. 4. 5. 6. 8.

#### 屋内工事写真について

屋内工事写真は、使用材料の判断及び施工状況の確認を目的とすることから、埋設管及び隠ぺい配管等、現地検査において確認できない場所を工事施工時に写真撮影するものであるが、指定工事業者が「屋内検査報告書（給水装置工事）」を提出したときは、これに替えることができる。

ただし、既設管を使用して新たな給水装置に接続するときは、その状況が確認できる写真を提出するものとする。

(設計の変更・工事の取消等)

第15条 指定工事業者は、設計内容に変更等が生じた場合は、企業団に報告し監督員の指示に従わなければならない。

2 指定工事業者は、工事の申込みを取消す場合は、速やかに企業団に報告しなければならない。

〔解説〕

1 指定工事業者は、次に示す内容の変更を行う場合は、変更理由、変更内容を明記し、企業団監督員と協議し、申込書の変更、図面の差し替え等必要な措置を講ずること。

なお、軽易な変更については、監督員の指示により施工すること。

- (1) 分岐位置を変更する場合 (分岐する配水管布設路線の変更)
- (2) 分岐口径の変更
- (3) メータの口径変更
- (4) 給水方式を変更する場合 (直結給水  $\Leftrightarrow$  水槽給水)
- (5) 水槽給水で水槽容量が規定量より増・減する場合
- (6) 給水管の埋設位置を変更する場合
- (7) 当初の条件どおり施工できない場合
- (8) 水量を変更する場合
- (9) 用途を変更する場合
- (10) 検針方法を変更する場合
- (11) 分岐箇所数を変更する場合
- (12) その他企業団が必要と認めた場合

2 設計変更に伴う納付金の取扱いは、次によること。

- (1) メータ増口径は、加入分担金の差額を納付すること。
- (2) 見積等を変更したときは、変更後の費用により事務処理をすること。

3 申込書の期限等

- (1) 給水工事申込書は、企業団受付後6ヶ月を経過しても特別の理由も無く、なお着手を行わないときは、取消したものとみなす。
- (2) 工事費の通知後、30日以内にこれを納入しないときは、申込みを取消したものとみなす。  
(施行規則第22条)
- (3) 取消扱いとする書類は、指定工事業者を経由し、申込者にすべて返却する。

(管理図の提出及びメータの支給)

第 16 条 指定工事業者は、工事完了後、速やかに給水工事管理図〔完了図〕（以下「管理図」という。）を提出しなければならない。

2 メータは、完了検査に合格し、かつ加入分担金等の入金確認を経なければ支給しないものとする。

3 撤去工事等により不要となったメータは、速やかに返納しなければならない。

〔解 説〕

1 管理図には、設計箇所及び企業団の指示を受け変更した内容、その他工事の施行状況を遺漏なく正確に記載すること。（様式第 18 号）（本基準第 40 条 図面の作成参照）

2 水道メータは納付金の入金確認が行われ、完了検査に合格しなければ支給しない。

ただし、次の事項については、検査前に支給（出庫）することができるものとする。

(1) 特に必要があると認めた大口径メータ（口径 50 mm 以上）で、大口径メータ出庫願い書（様式第 19 号）を提出した場合。

(2) メータ口径変更及び井水切替で、事前メータ出庫願い書（様式第 34 号）を提出した場合。

3 メータ指針の取扱い

新設メータの基礎指針は、小数点以下第 1 位を切り上げて  $\text{m}^3$  単位とする。通常、開始指針は  $1 \text{ m}^3$  である。

4 メータを損傷又は亡失したときは、その原因が本基準に起因する場合等、企業長が認めた場合を除き、その原因者から補償費等を徴収する。この場合の、補償費はメータの新品購入相当額及びメータ取付工事費相当額とする。（条例第 16 条）

(検査及び引渡し)

- 第 17 条 指定工事業者は、自社による事前検査後に企業団の検査を受けなければならない。ただし、企業団が必要と認めた場合は、主任技術者の立会いを求めることができる。
- 2 検査は、当該工事が、設計図書、本基準及び所定の工事仕様書に基づき適正に施工されているかを確認するものとする。
  - 3 検査は、別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づき実施するものとする。
  - 4 検査の結果、不良箇所がある場合は、企業団の指定期間内に手直しを行い完了後、再検査を受けるものとする。  
なお、不合格の場合は、再検査に合格するまで給水開始を保留する。
  - 5 指定工事業者は、検査合格後申込者に対して給水装置の引渡しを行うとともに、給水装置の使用方法・管理上の義務等について十分理解が得られるよう説明するものとする。

〔解 説〕

- 1 検査とは、給水契約及び給水開始にあたり、企業団の供給条件を満たしているかの判定を行うものである。従って指定工事業者は、申込者との工事契約の誠実な履行を期するためにも適正かつ安全な給水装置の完成を目指さなければならない。

### 給水装置工事検査要綱

#### 1 検査の概念

給水装置工事の完了検査（以下「検査」という。）は、「水道法第 17 条及び給水条例第 6 条」に基づき実施するものであり、指定工事業者が施工した給水装置が条例等の規定及び「給水装置工事設計・施行基準」等を遵守し、適正な給水装置となっているかを判定するものである。

検査を受ける者は、実質的に指定工事業者であるが、同時に工事申込者（所有者）に対して行うことになる。

それは、工事申込者と指定工事業者は、民法上における「工事契約」を締結した関係にあり、施行の委託を受けた指定工事業者が一切の責任において完成させた給水装置であると理解するからである。

従って、指定工事業者は施工にあたり誠実にその義務を履行しなければならない責務を負うものである。

検査の本質は「水質の安全性」を確保することである。企業団が使用材料、器具等を規定する理由はここにある。

従って「水質の安全性を損なうこと」及び「配水管等、水道施設に悪影響を与える給水装置」については、いかなる事由があろうと容認できることでなく、また、企業団としては絶対に守らなければならない責務がある。

## 2 検査を受ける前に —— 指定工事業者の姿勢

指定工事業者は、検査の概念を十分認識し、工事完了後、現場において図面との照合、各器具の取付状況及び検査項目の内容を確認し不備があれば責任をもって手直しをしたうえで検査に臨むものであって、単に工事が完了したからといって検査を受けるといったものではないことを銘記しなければならない。

## 3 完了検査の方法

完了検査は、配水管及び配水管から分岐された給水装置工事申込みにかかる全てにわたり、完了届に添付された図書類等について「図書検査」「写真検査」と検査員の目視による「現地検査」を行うものである。

- (1) 図書検査については、申込書に添付された図書等と、完了届に添付された図書等の各部を照合するもの。
- (2) 写真検査については、給水工事が本基準に基づいて施工されているか確認を行うもの。  
(工事写真撮影・提出要領による)
- (3) 現地検査については、管理図に基づき、屋外、屋内等を目視により確認するもので、これらは「検査の要点」に基づいて実施するものである。

しかし、最近の住宅の傾向は、ユニット式や工場製作が多く、給水装置部分も指定工事業者よりハウスメーカーの施工割合が大半を占め、写真撮影が困難で目視できない隠ぺい配管等がすう勢の実状から指定工事業者は、配管終了後の水圧試験、器具取付後等、工程毎の検査を実施し、適正かつ安全な給水装置の完成を目指し施行するものとする。

※ 「1. 検査の概念」で述べたとおり、民法上の「工事契約」の締結の関係にあることから、使用者維持管理区域（以下「屋内部分」という。）については、「屋内検査報告書（給水装置工事）」（様式第21号）（以下「屋内検査報告書」という。）をもって検査の一部に代えることができる。

## 4 工程別検査

### (1) 完了検査

検査は、原則として公道部分及び屋内部分について、全ての工事が完了した場合に行う。

ただし、仮設については水を使用できる状況であれば完了と認める。

完了検査を受ける場合、指定工事業者は、必要書類を整え提出し、検査を受けるものとする。

ただし、必要に応じて主任技術者の立会いを求めることができる。

### (2) 仮完了検査

建築等の工事用水として水を使用するためメータ出庫が必要な場合のみ（\*注）に中途で行う。仮完了検査を受ける場合、指定工事業者は、必要書類を整え提出し、検査を受けるものとする。

ただし、必要に応じて主任技術者の立会いを求めることができる。

※注) 仮完了検査扱いとするものとは、メータ設置は認めるが、給水装置（配水管から分岐して給水栓までの給水工事申込みに係る工事）の全てが完了には至っていない場合で以下のものがある。

なお、新設の給水申込みにおいて、メータ出庫を必要とする場合は“仮給水願い”（様式第 25 号）により仮給水として取り扱う。

※ 本来、申請どおりに給水装置を完成した場合について完了と認めるが、メータボックス又は水栓柱の位置が仮の位置でメータを出庫して欲しい場合は、完了とは認められず、仮給水願いを提出のうえ、仮完了検査の対象となる。

	仮完了検査の対象となる場合	仮 完 了	
			仮給水
新 設	屋内工事が未完了		○
	撤去工事が未完了		○
	舗装復旧が未完了		○
	メータボックス又は水栓柱が仮位置		○
改 造 ・ 移 設	屋内工事が未完了	○	
	撤去工事が未完了	○	
	舗装復旧が未完了	○	
	メータボックス又は水栓柱が仮位置	○	

### (3) 本完了検査

仮完了検査後において、未完了部分が全て完了した場合に行う。

本完了検査を受ける場合、指定工事業者は必要書類を整え提出し、検査を受けるものとする。

ただし、必要に応じて主任技術者の立会いを求めることが出来る。

## 5 再検査及び修補指示等

(1) 完了検査の結果、検査員が不合格と判定したときは検査員は指示票（様式第 27 号）により修補の指示をする。

指示を受けた指定工事業者は指定された日までに当該箇所の修補を行い、再検査願い書（様式第 32 号）に検査手直し報告書（様式第 28 号）及びその他必要書類等を添えて提出し再検査を受けるものとする。

(2) 検査員が不合格とは判定しないが修補の必要があると判断したときは、不合格のときと同様、指示票により修補の指示をする。

指示を受けた指定工事業者は指定された日までに当該箇所の修補を行い、検査手直し報告書を提出しなければならない。

6 保証期間

- (1) 指定工事業者は、完了検査に合格したときは、申込者の故意による破損及び故障が無い限り、民法、PL法等に基づき施工上の責任を負うものとする。(通常は1か年の保証期間)

検査の要点

工種	検査の内容	検査種類			
		写真	現地	報告書	
公道部分	現況	着手前の全景がわかること（舗装・構造物に破損があれば撮影すること）	○		
	保安設備 （工事看板）	設置状況及び誘導員が確認できること （規制条件が確認できること）	○		
	舗装切断	切断状況が確認できること	○		
	掘削	掘削状況が確認できること	○		
	分水工事	既設管の口径・管種・深度・出幅が確認できること	○		
		分水位置（深度・出幅）及び状況が確認できること	○		
		サドル分水栓に防食フィルムによる保護の施工がしてあるか確認できること	○		
	布設工事	配水管及び引込管の布設状況が確認できること	○		
	圧着後の 保護状況	配・給水管を圧着した場合、圧着箇所を保護（伸縮継手）したことが確認できること	○		
	標示テープ	標示テープの施工が確認できること	○		
	ロケーティング ワイヤー	引込管にロケーティングワイヤーの取付が確認できること	○	○	
	通水	引込管の通水状況が確認できること	○		
	埋戻し	埋め戻し材料及び転圧状況が確認できること （間隔、人力、転圧ランマー等）	○		
	仮復旧	仮復旧の面積が確認でき復旧の全景がわかること	○	○	
	仕切弁	仕切弁等の施工及び取付状況が確認できること	○	○	
本復旧及び ライン復旧	施工の厚さ、転圧状況が判別できること （影響幅が確認できること）	○			
	本復旧の全景がわかること	○	○		
完了	工事完了後の全景がわかること	○	○		

工 種		検 査 の 内 容	検 査 種 類		
			写 真	現 地	報 告 書
宅 内 部 分	ボール式止水栓 及びボックス取付	適正な位置、方向に取付されているか確認できること	○	○	
	メータユニット	ボール式止水栓の開閉のお知らせのタグを取付ること	○	○	
	メータボックス取付	適正な位置で取付されているか確認できること	○	○	
	メータボックス内	ボール式止水栓（φ13 mmの場合）及び逆止弁が水平で間隔棒が適正な位置に取付されていること。 ユニット式は、異物混入防止がされているか確認できること及び注意書きプレートを取付けてあること。	○	○	
	メータ設置	正しい方向で水平に取付されているか確認できること	○	○	
	甲止水栓及び ボックス取付	適正な位置に取付されているか確認できること	○	○	
	共用止水栓及び ボックス取付	適正な位置に取付されているか確認できること	○	○	
	標 示 杭	引込管の位置が確認できるように設置されていること	○	○	
	使 用 材 料	承認に基づいた材料が使用されているか確認できること			○
	埋 設 状 況	承認図面に基づいた配管及び規定の深度で埋設されているか確認できること			○
	圧着後の 保護状況	配・給水管を圧着した場合、圧着箇所を保護（伸縮継手）したことが確認できること	○		
	防 護 措 置	管材及び布設場所に応じて適切な防護が施工されているか確認できること（防寒、防食、コア取付等）			○
	水 圧 試 験	屋内配管に1.75Mpaで1分間の水圧試験を行うこと			○
	器具取付及び通水	屋内給水器具等の取付及び通水状況が確認できること		○	○
	集合住宅等の通水 （二世帯住宅含む）	各戸別の屋内給水器具等の取付及び通水状況が確認できること		○	○
	クロスコネクション	各戸のメータによる屋内配管の接続に誤りの無いことが確認できること		○	○
	受水槽及び ポンプ位置	適正な位置で承認どおり設置されているか確認できること（容量、施錠、材質、構造等）		○	○
既設管との接続 （井水切替）	既設管との接続及び閉止した状況が確認できること	○		○	